

国立大学法人滋賀医科大学おうみ出張講演規程

令和7年9月30日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）が実施するおうみ出張講演（以下「出張講演」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 出張講演は、本学の理念の下、次条に規定する対象機関の依頼による学外での講演を行うことにより、本学の諸活動の成果を地域住民等に発信・提供するとともに、地域社会との連携を深めることを目的とする。

(対象機関)

第3条 対象機関は、滋賀県内の公的な性格を持つ機関及び団体その他学長が認めた機関とする。

(実施形態)

第4条 出張講演は、本学が編成した演題から対象機関が選択して申し込み、当該演題を担当する教職員を講師（以下「講師」という。）として対象機関に派遣して実施する。

- 2 前項の演題は、年度ごとに本学の教職員の登録により編成する。
- 3 出張講演の申込みは、本学ホームページから行うものとする。

(実施料等)

第5条 出張講演の実施料は、国立大学法人滋賀医科大学諸料金規程第15条の規定による。

- 2 実施料には、講師の交通費を含むものとする。
- 3 対象機関は、本学の指定する方法及び指定した期日までに実施料を納付するものとする。
- 4 徴収した実施料相当額は、講師の所属する講座等に教育研究経費として配分する。
- 5 出張講演の実施に係る資料代、器材代、宿泊費その他の費用は、対象機関の負担とする。

(実施の中止)

第6条 本学は、天災事変その他の本学の責に帰することができない事由により出張講演の実施が困難となったときは、中止することができる。

(免責)

第7条 本学は、出張講演の実施中の事故に関し、本学の故意又は重大な過失によるものを除き、その責を負わない。

(事務)

第8条 出張講演に係る事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、出張講演の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。